

### 第3章 個に応じた魅力ある「特別支援教育」の推進

～障害の重度・重複化、多様化に対応するため、LD等を含む障害のある児童・生徒等の個に応じた指導を充実し、「特別支援教育」を推進する。(指針)～

#### 〔改善の方向〕

個に応じた指導を推進するため、教員の専門性の向上を図るとともに、専門家や関係機関等との連携により、個別指導計画に基づく教科指導、自立活動の指導、職業に関する指導等を充実する必要がある。

エリア・ネットワークに基づき、専門家の導入や教員研修体制の改善等を進めるとともに、指導内容・方法の研究・開発、特別支援教育センターによる支援など、専門的な教育のための「特別支援教育」の充実を進める必要がある。

通常の学級に在籍するLD、ADHD等の特別な支援を要する児童・生徒に対する指導を充実するため、「特別支援教育」コーディネーターが中心となり、校内支援体制の充実を推進し、個別の支援計画に基づく教育的対応の充実を図る必要がある。

障害の重度・重複化に対応するため、障害種別の異なる複数の教育課程を編成・実施・評価し、一人一人の障害の状態や教育ニーズに応える教育を推進する必要がある。

障害の多様化に対応するため、中・高一貫型の教育課程の編成、教育課程の類型化、障害が軽度な生徒の教科指導や職業に関する指導等を充実する必要がある。

障害に応じた専門的な対応をするため、自閉症<sup>(\*33)</sup>等への専門的な指導を充実する必要がある。

障害に応じた進路を確保するため、病弱の生徒の学力の伸長を図り、生徒の多様な進路希望に対応する教育の充実を図る必要がある。

障害のある児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加・自立するための基盤となる「生きる力」を育成することが求められている。

そのため、児童・生徒の障害の状態や特性、特別な教育ニーズに応じて、適切な教育課程を編成・実施し、個別指導計画に基づく個に応じた専門的な指導の充実に努めることや、障害の重度・重複化、多様化への対応、早期からの適切な教育相談の実施、職業的自立の推進、軽度の障害のある児童・生徒への教育を充実することが重要となる。

また、区市町村立小・中学校においては、通常の学級に在籍するLD等の児童・生徒への教育的対応を図るため、今後の都の心身障害教育の改善・充実にあたっては、通常の学級担任等も含めて、「特別支援教育」に関する理解と専門的指導の充実に努め、都民の信頼に一層応える魅力ある都の「特別支援教育」を推進していくことが期待されている。

一方、盲・ろう・養護学校においては、学校経営計画<sup>(\*34)</sup>に基づき、家庭、地域社会、関係諸機関と連携して地域に開かれた自律的な学校経営を行うとともに、学校に対する評価の実施やその評価に基づき学校の改善を実施するなど、地域に開かれた、魅力的な学校教育を推進することが重要である。さらに、教育活動全体を通して、学校や地域社会における心身障害児理解教育を推進するとともに、各学校の専門的機能、施設・設備等を生か

して、地域の小・中学校等との連携を深め、「特別支援教育」に関する地域のセンターとしての役割を果たすことが求められている。

## 1 特別支援教室(仮称)及び盲・ろう・養護学校における個別指導計画等に基づく指導の充実

### (1) 基礎学力の定着・伸長

児童・生徒一人一人の基礎学力の定着や学力の伸長を図るため、ティーチングアシスタント<sup>(\*35)</sup>を導入するなどして、個別指導計画に基づくきめ細かな教科指導の充実を図ることが必要である。

### (2) 障害の重度化、重複化に対応した自立活動の指導の充実

医療や言語、心理等の専門家との連携による個別指導計画の作成や医療や言語、心理等の専門家による実際的な指導を導入するなどして、障害の重度化、重複化に対応した自立活動の指導の充実を図ることが必要である。

### (3) 社会の変化や障害の多様化に対応した職業教育の充実

生徒一人一人の作業学習や産業現場における実習の状況等を的確に評価し、職業教育アドバイザーを活用するなどして、社会の変化や障害の多様化に対応した職業教育の充実を図ることが必要である。

### (4) 個別移行支援計画に基づく進路指導の充実

生徒一人一人の作業学習や産業現場における実習の状況や将来の希望等を的確に把握(評価)し、福祉、労働関係機関や民間企業等と連携して、「学校から社会へ」の円滑な移行を行うためには、個別移行支援計画に基づく進路指導の充実を図ることが必要である。また、今後は、「就学前の療育施設から学校へ」の移行や、「小学校(部)から中学校(部)へ」の移行を円滑に行っていくために、それぞれの段階における個別移行支援計画を作成し、個別の教育支援の充実を図っていく必要がある。

## 2 「特別支援教育」の充実の方向

### (1) 特別支援教室(仮称)における教育の充実

区市町村教育委員会は、「特別支援教育」の場を整備・充実していくため、特別支援教室(仮称)の設置を積極的に進めるとともに、心理の専門家等による巡回相談等の実施、教育内容・方法の充実に向けた専門家の導入、さらには教員の専門性の向上のための研修体制の改善などについて検討を進めることが必要である。

また、都教育委員会は、特別支援教室(仮称)における教育の充実を図るために、LD等の指導内容・方法の開発に関する研究推進、特別支援教育センターによる相談・研究・教育情報の提供など、専門的な教育のための支援策が必要である。

(2) エリア・ネットワークに基づく専門的な指導の充実

エリア・ネットワーク構想のパートナーシップに基づき、盲・ろう・養護学校の教員による小・中学校への巡回指導等の実施、小・中学校の特別支援教室（仮称）の担当教員と盲・ろう・養護学校教員の相互の派遣研修、盲・ろう・養護学校と小・中学校の特別支援教室（仮称）の担当教員との人事交流などによる専門的な指導の充実を推進する必要がある。

(3) 盲・ろう・養護学校の専門的機能の提供

盲・ろう・養護学校と小・中学校間の連携を図り、「特別支援教育」を充実するため、盲・ろう・養護学校の専門的な施設・設備、教材・教具、教育情報などの提供により地域に密着した「特別支援教育」を推進する必要がある。

(4) 区立養護学校との連携・支援

都立盲・ろう・養護学校及び区立養護学校、小・中学校等との連携・支援を各エリアにおいて推進していく必要がある。このことにより、都立盲・ろう・養護学校、区立養護学校、小・中学校間の「特別支援教育」体制の整備も含めて、地域における義務教育段階の「特別支援教育」に関する学校間の交流、連携・支援を推進する必要がある。

(5) 盲・ろう・養護学校への通級

地域の小・中学校の心身障害学級や通常の学級に在籍する児童・生徒の中で、特に、専門的な指導を必要とする児童・生徒については、盲・ろう・養護学校への通級を検討するとともに、地域における盲・ろう・養護学校のセンター的機能を拡充し、盲・ろう・養護学校の専門的な施設・設備、教材・教具、教育情報などの活用を積極的に推進する必要がある。

(6) 情報技術（IT）を活用した指導の充実

障害のある児童・生徒がIT機器を活用し、コミュニケーションや移動範囲の限定性などの障害に起因する種々のバリアを改善・克服する指導の充実を推進する必要がある。

3 小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のLDやADHD、高機能自閉症等への教育的対応の充実

(1) 特別支援教育コーディネーターによる教育的対応の充実

各学校において校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターが中心となって、児童・生徒の実態把握、個別指導計画の作成・実施・評価、関係諸機関との連携調整など、個別の支援計画に基づく適切な教育的対応を充実する必要がある。

また、特別支援教育コーディネーターが、特別支援教育に関する校内研修を実施し、通常の学級の担任への具体的な支援を行ったりするなど、校内の支援体制を充実し、通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒に対する指導の充実に努めることが必要である。

(2) 医療や言語、心理等の専門家との連携による教育的対応の充実

医療や言語、心理等の専門家と連携し、児童・生徒一人一人の障害の状態や学習状況等に  
 応じた教育的対応の充実を図ることが必要である。

#### 4 盲・ろう・養護学校における児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育課程の編成

(1) 障害種別の異なる複数の教育課程の編成

児童・生徒の障害の重度・重複化が進んでいることから、例1, 2のような、一つの学  
 校に障害種別の異なる複数の教育課程を編成して、児童・生徒の障害等の状態や地域の二  
 ーズに応じた重度・重複障害教育の充実を図ることが必要である。

(例1) 「肢・知」

(例2) 「盲・知」

<b>肢 体</b>	<b>知 的</b>	<b>盲</b>	<b>知 的</b>
<b>普通学級</b>	<b>普通学級</b>	<b>普通学級</b>	<b>普通学級</b>
準ずる教育課程 +	知的障害養護学校の各 教科等による教育課程 +	準ずる教育課程 +	知的障害養護学校の各 教科等による教育課程 +
肢体不自由に配慮した指導	知的障害に随伴した 様々な状態への配慮	視覚障害に配慮した指導	知的障害に随伴した 様々な状態への配慮
+	+	+	+
複数の障害に配慮した指導 (*)	重度の障害及び複数の障害 に配慮した指導(*)	複数の障害に配慮した指導 (*)	重度の障害及び複数の障害 に配慮した指導(*)
<b>重度・重複学級</b>	<b>重度・重複学級</b>	<b>重度・重複学級</b>	<b>重度・重複学級</b>

\* 重度・重複学級での指導は、学習指導要領に示す重複障害者等の特例による教育課程

なお、児童・生徒の障害の重度・重複化に対応するため、保護者や言語、心理、医療等  
 の専門家が教育活動に主体的に参画することのできる、新たな重度・重複障害教育の手法  
 を、今後検討していく必要がある。

(2) 中・高一貫の教育課程の編成

児童・生徒の基礎学力の定着や学力の伸長、重複障害教育の充実を図るため、中学部  
 と高等部の教育の一貫性と継続性に配慮した教育課程を編成し、児童・生徒の多様な進  
 路希望に対応する指導の充実を図ることが必要である。

(3) 高等部の教育課程の類型化<sup>(+36)</sup>

高等部生徒の障害の状態や特性等に応じた履修ができるよう、教育課程の類型化・コースを設け、大学等への進学指導や就労支援の充実を図ることが必要である。

(4) 弾力的な教育課程の編成

児童・生徒一人一人の多様な教育ニーズや学習進度、保護者の要望にこたえるため、二学期制の導入や一単位時間の短縮化などによる弾力的な教育課程を編成し、指導と評価の充実を図ることが必要である。

5 自閉症等に対応する障害の特性に応じた指導の充実

自閉症等の児童・生徒の能力や特性等の伸長を図るため、障害の特性に応じた教育課程の類型化・コースを検討し、専門的な指導の充実を図ることが必要である。

6 病弱の生徒の教育の充実

病弱の生徒の学力の伸長を図り、生徒の多様な進路希望に対応する教育の充実を図ることが必要である。